



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年6月15日金曜日 第2377号

◇ 目次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	551
肥料登録有効期間の更新.....	551
保安林の指定（2件）.....	552
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	552
漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生.....	552
漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅.....	552
都市計画の変更（一部変更）案の縦覧（3件）.....	552
都市計画の変更（名称変更を伴う一部変更）案の縦覧（6件）.....	553
建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定の一部改正.....	554
愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....	554
土地改良区役員就退任の届出.....	554
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	555

指定道路の指定.....	555
開発行為に関する工事の完了.....	555
道路の供用開始（県道長浜中村線）.....	555

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告（2件）.....	556
生産事業者講習会の開催.....	556

監査公表

住民監査請求に係る監査結果の公表.....	556
-----------------------	-----

監査委員告示

包括外部監査人の監査の事務を補助する者等の告示.....	560
------------------------------	-----

公安委員会告示

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3等の診断を行う医師の指定.....	560
------------------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第780号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年6月15日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出の年月日
スーパードラッグコスモ愛媛大洲店	大洲市東若宮18-1他2筆	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	大和情報サービス株式会社 代表取締役 福島 長男	大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸	平成24年4月2日	平成24年5月31日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第781号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成24年6月15日

愛媛県知事 中村時広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成27年6月	愛媛県第1236	魚廃物加工肥	日振島魚廃物	窒素全量6.0	含有を許され	うわうみ漁業協同組合

5日	号	料	加工肥料	りん酸 全量 15	る有害 成分の 最大量 は、公 定規格 のとおり	愛媛県宇和島市 築地町2丁目5 番7号
----	---	---	------	-----------------	---	---------------------------

○愛媛県告示第782号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年 6月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所
今治市玉川町木地字ヒル谷辛31の5
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第783号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年 6月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林の所在場所
新居浜市立川町198、583の11
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
立川町198・583の11（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び新居浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第784号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成24年 6月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成24年 6月15日から 6月28日まで

○愛媛県告示第785号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成24年 6月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

（南予地方局産業経済部管内）

伊方加入区

○愛媛県告示第786号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成20年 6月愛媛県告示第970号）による保険に付すべき義務は、平成24年 6月14日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成24年 6月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

（南予地方局産業経済部管内）

伊方加入区

○愛媛県告示第787号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び八幡浜市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年 6月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称
八幡浜都市計画道路 I・小・1 本町栗之浦線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分 なし
 - (2) 削除する部分 八幡浜、字沖新田及び栗野浦

○愛媛県告示第788号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づ

き、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び八幡浜市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年 6月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

八幡浜都市計画道路 3・4・2 白浜大平線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
(2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第789号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び八幡浜市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年 6月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

八幡浜都市計画道路 II・3・5 清滝舌間線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
(2) 削除する部分 矢野町、八代一丁目及び八代

○愛媛県告示第790号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び八幡浜市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年 6月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

Table with 2 columns: 変更前, 変更後. Row 1: 保内都市計画道路 1・4・1 自動車専用八幡浜保内線 vs 八幡浜都市計画道路 1・4・1 自動車専用八幡浜保内線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
(2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第791号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び八幡浜市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年 6月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

Table with 2 columns: 変更前, 変更後. Row 1: 保内都市計画道路 3・5・1 名坂川之石線 vs 八幡浜都市計画道路 3・5・3 名坂川之石線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
(2) 削除する部分 保内町須川及び保内町川之石

○愛媛県告示第792号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び八幡浜市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年 6月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

Table with 2 columns: 変更前, 変更後. Row 1: 保内都市計画道路 3・5・2 清水三島線 vs 八幡浜都市計画道路 3・5・4 清水三島線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
(2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第793号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び八幡浜市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年 6月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

Table with 2 columns: 変更前, 変更後. Row 1: 保内都市計画道路 3・5・3 和田町楠町線 vs 八幡浜都市計画道路 3・5・5 和田町楠町線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
(2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第794号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び八幡浜市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年 6月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
八幡浜都市計画道路 II・3・1 八幡浜駅前千丈線	八幡浜都市計画道路 3・6・7 八幡浜駅前千丈線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第795号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を

○愛媛県告示第796号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定（平成23年10月愛媛県告示第1252号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成24年 6月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地		2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	
名 称	事務所の所在地	名 称	事務所の所在地
省略		省略	
省略		池袋事務所	東京都豊島区西池袋五丁目1番6号
省略		省略	
山陰事務所	省略	山陰事務所	省略
広島事務所	広島県広島市中区八丁堀15番6号		
省略		省略	

○愛媛県告示第797号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成24年 6月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
字第 23号	宇和島市文京町1の1	宇和島東高等学校PTA	宇和島市文京町1の1 宇和島東高等学校内	平成24年5月31日
字第 45号	宇和島市吉田町北小路10番地	愛媛県立吉田高等学校PTA	宇和島市吉田町北小路10番地 吉田高等学校内	平成24年5月31日

○愛媛県告示第798号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市朔日市新田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 6月15日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治
就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 田 要 雄	西条市玉津666番地の3
"	森 壽	西条市玉津81番地
"	加 藤 公 雄	西条市朔日市89番地
"	安 部 正 則	西条市朔日市139番地
"	高 橋 滝 雄	西条市朔日市628番地
"	秋 山 賢 治	西条市朔日市631番地3
"	真 木 繁 隆	西条市明屋敷52番地
"	桑 原 幸 治	西条市朔日市228番地
監 事	高 橋 彦 雄	西条市神拝乙102番地の2
"	近 藤 清 政	西条市玉津677番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 田 要 雄	西条市玉津666番地の3
"	真 木 繁 隆	西条市明屋敷52番地
"	森 壽	西条市玉津81番地
"	矢 野 勝	西条市朔日市46番地
"	寺 川 稔	西条市朔日市90番地
"	高 橋 建 樹	西条市朔日市551番地1
"	秋 山 賢 治	西条市朔日市631番地3
"	桑 原 幸 治	西条市朔日市228番地
監 事	高 橋 彦 雄	西条市神拝乙102番地の2
"	近 藤 伊 都 美	西条市玉津677番地

○愛媛県告示第799号

四国中央市妻鳥地区土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良

○愛媛県告示第801号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年 6月15日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
24中局建（開）第9号 平成24年 6月6日	伊予郡松前町大字神崎字石ノ元987番4	伊予郡松前町大字神崎120番地 政 田 真 吾

○愛媛県告示第802号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 6月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	大洲市八多喜町乙6番3から 同市八多喜町乙9番2まで	平成24年 6月15日

法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成24年 6月15日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

1 縦覧に供すべき書類の名称

- 四国中央市妻鳥地区土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- 四国中央市妻鳥地区土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成24年 6月18日から 7月13日まで

3 縦覧場所

四国中央市役所本庁

四国中央市役所川之江庁舎

○愛媛県告示第800号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成24年 6月15日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成24年 6月5日

3 指定道路の位置

四国中央市中曾根町字溝又1607番1の一部、1608番1の一部、1610番9の一部、1611番1の一部、1611番6の一部、1611番7の一部及び1612番1の一部

4 指定道路の延長及び幅員

- 延長 76.66メートル
- 幅員 4.00メートル及び4.50メートル

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 6月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 5月31日	特定非営利活動法人 えひめ消費者ネット	塩 見 修 身	松山市北梅本町859番地の4	この法人は、消費者としての県民に対して、その利益を擁護するため、消費生活相談や消費生活に関する情報を収集・提供する事業等を実施し、もって県民の消費生活の安定・向上に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 6月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 6月 5日	特定非営利活動法人 いよココロザシ大学	泉 谷 昇	松山市緑町1丁目2-1和光会館 1-A	この法人は、市民の誰もが先生、生徒になる「学びあい」の精神のもと、多様性と地域資源の価値を共有し、市民一人一人が「自分らしさ」を実感し、主体的に人や町とつながっていくしくみを作ることで、地域に根づく新しいコミュニティの創造と発展に寄与することを目的とする。

○公 告

生産事業者講習会の開催について

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づき、生産事業者講習会を次のとおり行う。

平成24年 6月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 開催の日時
平成24年 8月 1日（水） 9時
- 開催の場所
上浮穴郡久万高原町菅生
愛媛県農林水産研究所 林業研究センター 展示研修施設 研修室
- 受講申込期限
平成24年 7月27日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものは、受け付ける。
- 受講申込書の請求先及び提出先
住所を所管する地方局森林林業課、支局森林林業課若しくは農林水産部森林局森林整備課

監 査 公 表

○公表第10号

平成24年 4月 9日付けで、今村茂久から提出された愛媛県知事に関する措置請求について、次のとおり決定した。

平成24年 6月15日

愛媛県監査委員 岸 新

同 住 田 省 三

同 笹 岡 博 之

同 佐 伯 満 孝

決 定 書

請求人 松山市 今村 茂久

平成24年 4月 9日付けで上記請求人から提出された愛媛県知事に関する措置請求について、次のとおり決定する。

主 文

請求人の請求を棄却する。

第 1 請求の要旨

請求人の愛媛県職員措置請求書の内容及び意見陳述の内容を総合すると、請求の要旨は、次のとおりである。

1 知事は、愛媛県中予地方局長（以下「中予地方局長」という。）が平成23年12月9日に一般社団法人瀬戸内公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「瀬戸内公嘱協会」という。）に支出した来街改第8号3・2・3来住余戸線社会資本整備総合交付金工事に係る登記業務委託料（以下「業務委託料」という。）329,280円のうち、211,560円は不当な支出であるから、愛媛県に返還する措置を講じるよう請求する。

2 中予地方局長が、平成23年12月9日に業務委託料を支出した来街改第8号3・2・3来住余戸線社会資本整備総合交付金工事に係る来街改第8号測の15登記事務委託業務（以下「本件業務」という。）の実績確認については、愛媛県土木部長が平成21年3月12日付けで各地方局長に通知している「「登記業務を（社）愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託する場合の報

酬額に関する運用基準」の改正について」による改正後の当該運用基準（以下「平成21年運用基準」という。）に基づき検証を実施することになっているので、平成21年運用基準に基づいて検証が行われているかを確認した結果、次のとおり業務委託料には不当な支出額がある。

- (1) 資料調査の公簿類については、単価が660円で、5筆分3,300円が計上されており、平成21年運用基準によれば、成果品に添付されている公簿類で検証することとされているが、公簿類の添付がなく、検証がされていないので、3,300円全額が不当な支出である。
- (2) 資料調査の地図類については、単価が660円で、5筆分3,300円が計上されており、平成21年運用基準によれば、成果品に添付されている、受託者が適用した筆の地番に印を付した地図類により検証することとされているが、成果品に添付されている公図には、適用した筆の地番に印が付されておらず、検証がされていないので、3,300円全額が不当な支出である。
- (3) 現地調査の民有地境界立会の立会・確認については、単価が6,000円、点数係数が0.800、傾斜係数が1.00で、5点分24,000円が計上されており、平成21年運用基準によれば、成果品に添付された立会者が署名した境界立会署名簿により検証することとされているが、成果品に境界立会署名簿が添付されておらず、知事に境界立会署名簿の公開を請求したところ、不存在を理由に非公開決定通知を受けたものであり、検証は行われていないので、24,000円全額が不当な支出である。
- (4) 現地調査の公共用地境界立会（Aランク）については、単価が13,000円、点数係数が0.480、傾斜係数が1.00で、29点分180,960円が計上されており、平成21年運用基準によれば、成果品に添付された境界確認申請書（写）により検証することとされているが、成果品に境界確認申請書（写）が添付されておらず、松山市長及び知事に境界確認申請書の公開を請求したところ、いずれも不存在を理由に非公開決定通知を受けたものであり、検証は行われていないので、180,960円全額が不当な支出である。

3 よって、中予地方局長が瀬戸内公嘱協会に支出した業務委託料329,280円のうち、資料調査の公簿類の支出額3,300円、資料調査の地図類の支出額3,300円、民有地境界立会の支出額24,000円、公共用地境界立会の支出額180,960円の計211,560円は不当な支出であるから、知事が、愛媛県に返還するために必要な措置を講じるよう請求する。

第2 監査の実施

本件請求は、平成24年4月10日に受付し、要件審査の結果、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の規定に定める要件を具備していると認め、同月20日これを受理し、次のとおり監査を実施した。

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成24年5月8日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

2 監査実施日

平成24年5月10日に予備監査、同月18日に委員監査を実施するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、関係資料、証拠書類等の確認を行った。

3 監査対象機関

愛媛県中予地方局建設部（以下「中予局建設部」という。）

及び愛媛県土木部管理局用地課（以下「土木部用地課」という。）を対象に監査した。

第3 監査の結果

1 事実

中予局建設部及び土木部用地課を監査した結果、次の事実が認められた。

- (1) 平成23年度における登記事務委託契約のあらまし

ア 登記事務委託業務の発注方法

愛媛県が公共嘱託登記士地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」という。）に登記事務委託業務を発注する場合の契約方法については、平成23年3月29日付け22用第598号土木部長通知「登記事務委託業務（土地家屋調査士）の発注方法の変更について」により、業者選定及び契約金額の競争性及び透明性を確保することを目的に、同年4月1日から次のように変更されている。

- ①全ての国土調査実施済の区域（当分の間は昭和60年度以降に国土調査を実施した区域）、法務局が実施した法14条地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の規定によって登記所に備えることとされている地図をいう。）作成済の区域等の区域については、原則、指名競争入札（総価契約）とする。
- ②上記①の区域以外の区域については、県内に事務所を有する公嘱協会2者による競争見積による随意契約（単価契約）とする。

本件業務に関しては、上記①の区域以外の区域であるため、上記②の契約方法により、中予地方局長と瀬戸内公嘱協会が、平成23年6月10日に単価契約を締結した登記事務委託契約書に基づき実施されている。

イ 登記業務委託料の積算方法

登記業務委託料は、各地方局長と公嘱協会が締結した登記事務委託契約書で定められた単価に基づき、「登記業務を公共嘱託登記士地家屋調査士協会に委託する場合の報酬額に関する運用基準」（平成23年5月12日最終改正。以下「新運用基準」という。）に従って積算することとされている。

なお、請求人は、平成21年運用基準に基づいて検証を行ったとしているが、新運用基準は、瀬戸内公嘱協会が平成22年に設立されたことに伴い、平成23年5月12日に標題の改正が行われたものである。

ウ 一般的な登記業務委託の手順

単価契約の場合の一般的な登記業務委託の手順は、おおむね次のとおりである。

- ①地方局が委託業務の概要を「登記業務内容見積依頼書」により通知し、業務内容の見積りを依頼
- ②公嘱協会が「登記業務内容見積書」を提出
- ③地方局が「登記業務発注書」により業務を発注
- ④公嘱協会が「復代理人選任通知書」及び「業務工程表」を提出
- ⑤公嘱協会（又は同復代理人）が業務に着手
- ⑥公嘱協会が「業務完了届出書」及び成果品を提出
- ⑦地方局が成果品を検収し、「業務検査調書」を作成
- ⑧公嘱協会が登記業務委託料に係る請求書を提出
- ⑨地方局が登記業務委託料を支払

エ 登記事務委託業務の検査方法

検査は、新運用基準に示された〔検証〕の方法に基づき、成果品の種別及び数量を確認するほか、必要に応じて受託業者への聞き取り確認や追加書類の提出を求めるなどにより行い、「業務検査調書」を作成している。

また、登記事務委託業務において業務完了検査に当たる者については、平成20年3月26日付け19用第669号土木部管理用地課長通知「登記事務委託業務における業務完了検査等について」に基づき、用地主管課長が検査職員となって完了検査を行うこととされている。

(2) 本件業務の発注状況

ア 発注理由

中予局建設部は、本件業務の当初の発注理由が、松山外環状道路整備改築工事に係る来住余戸線の起業地のうち、取得が完了していない本件業務の対象地について、任意の取得ができた場合における地図訂正、分筆登記等を行うためであったと説明している。

イ 発注手順

(ア) 愛媛県中予地方局建設部用地課専門員（以下「専門員」という。）は、平成23年6月27日、愛媛県中予地方局建設部用地課長（以下「中予局用地課長」という。）の決裁を得て、業務名（来街改第8号3・2・3来住余戸線社会資本整備総合交付金工事）、業務内容（境界確認等）を示した「登記業務見積依頼書」に、「地図に準ずる図面」及び依頼筆数6筆分の「土地登記事項証明書」（全部事項証明書）を付して、本件業務に係る見積りを瀬戸内公囀協会へ依頼している。

(イ) 瀬戸内公囀協会は、平成23年7月7日、業務の内容を見積りした「登記業務内容見積書」を愛媛県中予地方局建設部用地課（以下「中予局用地課」という。）に提出し、専門員は、愛媛県中予地方局建設部長（以下「中予局建設部長」という。）の決裁を得て、同日付けで、「登記業務発注書」により、履行期限及び委託内容を記載し、本件業務を瀬戸内公囀協会へ発注している。

ウ 復代理人選任の通知及び「業務工程表」の提出

登記事務委託契約書上、受注者は、復代理人を選任して発注者に通知するとともに、登記業務発注書の受領後速やかに業務工程表を作成して発注者に提出することとされており、本件業務について瀬戸内公囀協会は、平成23年7月7日、「復代理人選任通知書」及び「業務工程表」を中予局用地課に提出し、業務に着手している。

エ 発注内容

中予地方局長が瀬戸内公囀協会に当初発注した業務の内容は、

- ①土地の分筆（測量図3筆、分筆図等3筆）、土地の添付書面（不動産調査報告書3通）
- ②資料調査（公簿類18筆、地図類18筆）
- ③地図訂正（地図訂正図面3筆、不動産調査報告書1通）
- ④現地調査の事前調査1件、現地調査の立会（民有地境界立会の立会・確認6点、公共用地境界立会のAランク33点）
- ⑤材料費（境界標（アルミプレート）3枚）となっており、これらの委託料は、①64,890円、②23,760円、③20,050

円、④257,224円に消費税及び地方消費税18,296円、⑤1,173円を加算した合計385,393円となっている。

オ 変更発注に至る経緯

(ア) 境界確認が不調に終わったことから分筆登記及び地図訂正に関する業務が不要となり、代わりに、土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく収用の裁決の申請に要する土地調書を作成する上で、地積測量業務及び丈量図作成が必要となったとして、専門員は、平成23年10月5日、中予局用地課長の決裁を得て、業務内容（不動産調査報告、丈量図作成等）、処理予定期間（同年11月末まで延長）等を示した「登記業務見積依頼書（変更）」に、追加測量等が必要となった1筆分の「土地登記事項証明書」（全部事項証明書）を付して、瀬戸内公囀協会へ変更の見積りを依頼している。

(イ) 瀬戸内公囀協会は、平成23年10月12日、変更後の業務の内容を見積りした「登記業務内容見積書」を中予局用地課に提出し、専門員は、中予局建設部長の決裁を得て、同日13日付けで、「登記業務発注書（変更）」により、変更後の履行期限及び委託内容を記載し、本件業務を瀬戸内公囀協会に変更発注している。

(ウ) その後、瀬戸内公囀協会から、平成23年11月17日付けで、境界確認の結果、1筆の除外及びこれに伴う立会確認境界点数の変更があったとして、変更後の内容見積りを付して「登記業務内容変更届」の提出があり、専門員は、内容を確認の上、同日18日、中予局建設部長の決裁を得て、変更発注をしている。

カ 変更後の発注内容

上記オによる変更後の業務の内容は、

- ①資料調査（公簿類5筆、地図類5筆）
- ②現地調査の事前調査1件、現地調査の立会（民有地境界立会の立会・確認5点、公共用地境界立会のAランク29点）
- ③測量業務の面積測量（地積2,000㎡以下1件）
- ④その他の丈量図（帯図）作成（1,000㎡1件）となっており、

これらの委託料は、①6,600円、②230,980円、③55,510円、④20,510円に消費税及び地方消費税15,680円を加算した合計329,280円となっている。

(3) 業務の完了

本件業務を完了した瀬戸内公囀協会は、平成23年11月21日付けで、「業務完了届出書」に成果品を添えて中予地方局長に提出している。

(4) 本件業務の検査状況

「業務完了届出書」の提出を受けた中予局用地課長は、平成23年11月22日、次のとおり検査を行い、当該届出書の内容が発注内容と相違ないことを確認し、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第164条に基づく検査調書に相当する「業務検査調書」を作成し、中予局建設部長の決裁を得ている。

ア 資料調査

(ア) 公簿類5筆

「業務完了届出書」に添付された「土地登記事項証明書」（全部事項証明書）は、起業地に係る境界立会等に

必要な5筆分であり、筆の数量及び内容は、委託内容に相違ないことが確認されている。

(4) 地図類5筆

「業務完了届出書」に添付された「地図に準ずる図面」には、対象地5筆に黄色で印が付されており、適用した筆の筆数及び地番は、「土地登記事項証明書」（全部事項証明書）の筆数及び地番と一致しており、筆の数量及び内容は、委託内容に相違ないことが確認されている。

イ 現地調査

(7) 事前調査1件

「業務完了届出書」に添付された「事前調査記録」により、業務実績が委託内容に相違ないことが確認されている。

(4) 立会

a 民有地境界立会（立会・確認）5点

専門員が作成した「測量調査状況記録」及び立会した職員への聴取により、民有地間の筆界点5点について、現地立会時に関係土地所有者の合意が得られていることが確認されたとしており、この筆界点5点を記載した「実測平面図」が成果品として提出されている。

なお、新運用基準によれば、成果品に添付された立会者が署名した「境界立会署名簿」により検証することとされているが、境界確認について関係者の合意を得られない部分があることから、「境界立会署名簿」は作成されていない。

b 公共用地境界立会（Aランク）29点

専門員が作成した「測量調査状況記録」及び立会した職員への聴取により、民有地と公共用地との間の筆界点29点について、現地立会時に関係者の合意が得られていることが確認されたとしており、この筆界点29点を記載した「実測平面図」が成果品として提出されている。

なお、新運用基準によれば、成果品に添付された「境界確認申請書（写）」により検証することとされているが、資料調査及び現地調査の事前調査を踏まえた協議において、「境界確認申請書」に添付する分筆図面の作成が困難であると見込まれたことから、並行して進めていた土地収用法に基づく「土地物件調査の通知」の発出によって境界立会・確認を求めたこととしたものであり、「境界確認申請書」は作成されていない。

ウ 測量業務の面積測量（地積2,000㎡以下）1件

「業務完了届出書」に添付された「境界確認位置図」に示されている面積測量箇所及び求積表により、委託内容に相違ないことが確認されている。

なお、当該業務の計上については、土地所有者等の立会を得ないで概測したものであるため、新運用基準に基づき、単価を2分の1としている。

エ その他の丈量図（帯図）作成1件

「業務完了届出書」に添付された「実測平面図」がこれに相当するとして、委託内容に相違ないことが確認されている。

(5) 本件業務に係る支出の状況

平成23年11月28日付けで、瀬戸内公囀協会から中予地方局長に対し本件業務に係る請求書の提出があり、愛媛県会計規則第37条第1項の規定に基づき、同日、支出負担行為として整理され、同年12月9日に瀬戸内公囀協会に対し、329,280円が支出されている。

2 決定の理由

前記第3の1の認定事実に基づき、主文のとおり決定した理由は、以下のとおりである。

(1) 「資料調査の公簿類」に係る委託料3,300円全額が不当な支出であるとの点について

「資料調査の公簿類」については、前記第3の1(4)ア(ア)で述べたとおり、成果品として「土地登記事項証明書」（全部事項証明書）が添付されていることから、委託内容と相違ないことの検証は、適切に行われたものと認められる。

したがって、委託料3,300円の支出は不当とはいえない。

なお、請求人が公文書公開請求によって取得した資料に「土地登記事項証明書」が含まれていなかったのは、土地収用法の規定に基づき収用しようとする土地に関する情報であるため、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）第7条第2項第6号イの規定に基づき、非公開とされたことによるものである。

(2) 「資料調査の地図類」に係る委託料3,300円全額が不当な支出であるとの点について

「資料調査の地図類」については、前記第3の1(4)ア(イ)で述べたとおり、成果品として添付されていた「地図に準ずる図面」には、対象地5筆に黄色で印が付されており、適用した筆の筆数及び地番が「土地登記事項証明書」（全部事項証明書）の筆数及び地番と一致していることから、委託内容と相違ないことの検証は、適切に行われたものと認められる。

したがって、委託料3,300円の支出は不当とはいえない。

なお、請求人が公文書公開請求によって取得した資料に黄色の印が付されていないように見えるのは、当該資料がモノクロコピーであったことから、黄色で付された印がコピーに濃く写らなかったことによるものと考えられる。

(3) 「現地調査の立会の民有地境界立会」に係る委託料24,000円全額が不当な支出であるとの点について

「現地調査の立会の民有地境界立会（立会・確認）」については、前記第3の1(4)イ(イ)aで述べたとおり、取得予定地を含む筆全体の土地の境界が確定できていないため、「境界立会署名簿」は提出されていない。

そもそも、新運用基準で規定している検証は、一般的な登記事務委託業務について規定したものであって、本件業務のような境界が確定できない場合を想定したものではないが、そのような場合においても、委託業務の検証が当該業務の遂行が確認できる資料によって行われている場合には、当該検証は適切であるというべきである。

これを本件についてみると、新運用基準に規定する「境界立会署名簿」に代え、実際に境界確認に立会した専門員が作成した「測量調査状況記録」及び立会した職員への聴取により、民有地間の筆界点5点について、現地立会時に関係土地所有者の合意が得られていることが確認されたとしており、この筆界点5点を記載した「実測平面図」が成果品として提出されていることが認められるから、委託料積算の対象とな

る5点の筆界点を確定するための立会の検証は、適切に行われたものと認められる。

したがって、委託料24,000円の支出は不当とはいえない。

- (4) 「現地調査の立会の公共用地境界立会」に係る委託料180,960円全額が不当な支出であるとの点について

「現地調査の立会の公共用地境界立会（Aランク）」については、前記第3の1(4)イ(イ)bで述べたとおり、「境界確認申請書」は作成されていない。これは、資料調査及び現地調査の事前調査を踏まえた協議において、「境界確認申請書」に添付する分筆図面の作成が困難であると見込まれたため、「境界確認申請書」に代え、任意交渉による用地買収と並行して進めていた土地収用法に基づく「土地物件調査の通知」の発出によって境界立会・確認を求めることとしたことによるものである。

しかしながら、前記第3の2(3)と同様、新運用基準に規定する「境界確認申請書（写）」に代え、「測量調査状況記録」及び立会した職員への聴取により、民有地と公共用地との間の筆界点29点について現地立会時に関係者の合意が得られていることが確認されたとしており、この筆界点29点を記載した「実測平面図」が成果品として提出されていることが認められるから、委託料積算の対象となる29点の筆界点を確定するための立会の検証は、適切に行われたものと認められる。

したがって、委託料180,960円の支出は不当とはいえない。

- (5) つまるところ、前記(1)から(4)までの請求人の主張は、平成21年運用基準に定められた成果品が提出されていない、あるいは検収方法が採られていないという外形的事実をもって支出を不当とするものであるが、前記(1)及び(2)については新運用基準に定める成果品により、前記(3)及び(4)については新運用基準に定める成果品に代わる「測量調査状況記録」等により、いずれも委託業務が適切に遂行されたことを検証したことが確認されたので、中予地方局長が、本件業務のそれぞれの項目について委託料を支出したことは、相当と認めることができる。

- (6) その他の項目に係る委託料の支出について

請求人が主張する前記(1)から(4)までの項目以外については、前記第3の1(4)で述べたとおり、それぞれの項目について、いずれも新運用基準に定める成果品が提出されており、業務遂行の事実が認められ、これらの検証も適正に実施されていた。

3 結論

以上のとおり、中予地方局長が平成23年12月9日に瀬戸内公囀協会に支出した本件業務に係る委託料については、不当な支出であるとは認められない。

したがって、中予地方局長が平成23年12月9日に瀬戸内公囀協会に支出した本件業務に係る委託料329,280円のうち、211,560円は不当な支出であるから、知事が愛媛県に返還する措置を講じるよう求める請求人の請求は、理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

平成24年6月4日

愛媛県監査委員 岸 新
同 住 田 省 三
同 笹 岡 博 之
同 佐 伯 満 孝

監査委員告示

○愛媛県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成24年6月15日

愛媛県監査委員 岸 新
同 住 田 省 三
同 笹 岡 博 之
同 佐 伯 満 孝

包括外部監査人山邊彰三の 監査の事務を補助する者		監査の事務を 補助できる期間
氏名	住所	
坂井俊介	大阪府堺市北区新金岡町1丁目3番27-10号	平成24年6月15日から平成25年3月31日まで
松友映明	愛媛県松山市余戸東5丁目17番24-2号	平成24年6月15日から平成25年3月31日まで
吉田裕志	大阪府大阪市北区天満1丁目11番20-904号	平成24年6月15日から平成25年3月31日まで
小林祐介	兵庫県川西市東畦野山手1丁目2番2号	平成24年6月15日から平成25年3月31日まで
西村拓哉	京都府京都市中京区大宮通三奈上る姉大宮町東側115	平成24年6月15日から平成25年3月31日まで
山本奈緒	兵庫県姫路市城北新町2丁目19番12号	平成24年6月15日から平成25年3月31日まで

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会第2号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和53年愛媛県公安委員会規則第6号）第2条第1項の規定により、次のとおり銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項又は第12条の3の診断を行う医師を指定した。

平成24年6月15日

愛媛県公安委員会委員長 亀岡 マリ子

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地	診断の対象者
太田純二	十全第二病院	新居浜市角野新田町一丁目1番28号	1 法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「令」という。）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第
佐々木 朗	西条道前病院	西条市飯岡3290番地1	

山内 克之	三番町メンタルクリニック	松山市三番町四丁目 4 番地 9	4号及び第5号に掲げる者 2 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者
森 秀人	森神経科心療内科	松山市歩行町一丁目 4 番地 6	
牧 徳彦	牧病院	松山市菅沢町甲1151番地 1	
藤井 正人	平成病院	大洲市柚木811番地 1	
渡邊 明	チヨダクリニック	八幡浜市1455番地22	
梅岡 秀一	奥島病院	松山市道後町二丁目 2 番 1 号	1 令第8条第3号に定める病気にかかっている者